平成２９年度議会改革調査特別委員会　管外行政視察報告書

１　視察日時　　平成２９年８月１７日(木)～８月１８日(金）の２日間

２　視察先　　【１日目】三重県亀山市
８月１７日(木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分までの約１時間 30 分
【２日目】三重県四日市市
８月１８日(金）午前 9 時 30 分から午前 11 時 00 分までの約１時間 30 分

３　視察事項　　『議会改革について』
【亀山市】議会改革への取組みについて
・議会基本条例に伴う検討課題の取組みについて

【四日市市】議会改革への取組みについて
・議員提案による条例制定等について

４　視察目的　　全国の市議会の中でも、議会改革において先進市議会として知られている２市を視察することにより、現在、当委員会で取り組んでいる各種の議会改革の参考とし、一層の推進を図ることを目的とする。

５　参加者　　《議会改革調査特別委員会》（７名）
委員長　松　下　信一郎
副委員長　三　木　浩　一
委　員　原　田　研　一
委　員　永　富　　靖
委　員　赤　木　和　雄
委　員　名　村　嘉　洋
委　員　横　田　　勉
《随行》
議会事務局次長　安　積　　徹

６　視察先出席者
【亀山市】　亀山市議会　中村　嘉孝　議長
亀山市議会　岡本　公秀　議員
亀山市議会　西川　憲行　議員
亀山市議会事務局　渡邉　靖文　室長
亀山市議会事務局　村主健太郎　主任主査

【四日市市】　四日市市議会事務局　岡本　康裕　事務局長
四日市市議会事務局　山路　　昇　次長兼議事課長
四日市市議会事務局　大森　陽司　副参事兼課長補佐
四日市市議会事務局　中村　友哉　広報広聴係長

7　行政視察内容

<u>三重県亀山市</u>

（1）亀山市議会　歓迎あいさつ《亀山市議会　中村議長》

（2）松下議会改革調査特別委員会委員長あいさつ

（3）亀山市からの調査事項の説明概要

「亀山市議会の議会改革の取組みについて」《亀山市議会事務局　渡邉室長》

1）　議会基本条例に伴う検討課題等の取り組みについて

①　議会改革推進会議の開催状況

・平成 22 年 8 月施行の議会基本条例の中で、継続的に議会改革を推進するため、「議会改革推進会議」を設置。全議員で構成し、会長は議長とする。

・平成 23 年 8 月に議会改革推進会議の補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置。議員 5 名（各会派から 1 名選出）で構成し、議会基本条例の条文ごとに抽出した検討課題を協議。

・平成 25 年に検討部会の協議結果をもとに委員会条例の一部改正、会議規則の一部改正、政務活動費の交付に関する条例の一部改正、議会基本条例の一部改正を実施。

・平成 25 年 8 月に最優先に取り組む検討課題として、予算決算委員会の映像放映、委員会視察報告書のホームページへの公開、議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載などを検討。

・平成 25 年 10 月に「亀山市議会・議会改革白書 2013」を作成。

・平成 26 年 10 月に「亀山市議会・議会改革白書 2014」を作成。

・平成 27 年 5 月に委員会の運営方法、政策検討会（仮称）の設置、議会だよりのリニューアル、議会の情報化、第 2 次総合警戒策定に伴う議会基本条例の改正を協議。

・平成 27 年 8 月に請願者の説明機会、公聴会制度及び参考人制度、長期欠席者への対応、議員提出議案への市長等の意見表明等を検討。

・平成 27 年 10 月に「亀山市議会・議会改革白書 2015」を作成。

・平成 28 年 6 月にタブレット端末のしように係る申し合わせの一部改正。

・平成 28 年 10 月に「亀山市議会・議会改革白書 2016」を作成。

・平成 28 年 11 月に反問権の取り扱い、代表質問について協議。

・平成 29 年 5 月に請願者による請願の趣旨説明を協議。

・検討部会は平成 23 年の設置から平成 29 年 7 月までに 48 回の会議を開催している。

②　議会改革の取り組みについて（議会基本条例設置前の主な内容）

・平成 16 年 5 月のケーブルテレビの行政チャンネルを利用し、6 月定例会の一般質問を放映。（生放送及び土曜日、日曜日に録画放送）

・一問一答方式を導入し、質問小回数制限を撤廃。

・平成 18 年から議案朗読を省略、議案質疑についてもケーブルテレビで放映。
・平成 20 年 9 月定例会から、一般質問の回数制限３回までを議長の許可を得て４回までできるように変更。
・平成 21 年 8 月に 9 月定例会からの本会議の録画映像をインターネットで配信。
・平成 22 年 2 月に 3 月定例会と 9 月定例会は議案質疑 1.5 日、一般質問 2.5 日の 4 日間に決定。

③　議会改革の取り組みについて（議会基本条例設置後の主な内容）

・平成 22 年 6 月定例会において「議会基本条例」を可決。
・平成 22 年に議会基本条例の市民へのＰＲ（議会だよりへの掲載、リーフレットの作成、行政情報番組でのＰＲ）、9 月定例会から決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信。
・平成 22 年に政務調査費の収支報告書をホームページに掲載。
・平成 23 年 3 月定例会から予算特別委員会の映像をインターネットで録画配信。
・平成 23 年 4 月からホームページにて議長交際費の支出状況を公表。
・平成 23 年 6 月定例会から一般質問の一人あたりの持ち時間を試行的に答弁時間を含め、45 分とし、回数制限を撤廃。議会基本条例に関する例規等の見直しを実施。
・平成 23 年 8 月に議会基本条例に基づき、議員全員で構成する「議会改革推進会議」及び補助機関として議員 7 名で構成する「検討部会」を設置。
・平成 23 年 9 月定例会から議案質疑の一人あたりの時間を 30 分（答弁を含む）とし決算に係る代表質疑は答弁を含め 50 分とする。また、議案質疑は通告制とする。
・平成 23 年 10 月に各常任委員会における調査研究結果を議長から市長に提言書を提出。「こんにちは！市議会です」の放送を開始。
・平成 23 年 12 月に議会報告番組「こんにちは！市議会です」の監修、並びに広報機能の充実を図るため、議会だより編集委員会から広聴広報委員会に改める。
・平成 24 年 3 月定例会初日に委員会条例の一部改正を行い、常任委員会として議長を除く議員 21 名で構成する予算決算委員会を設置。
・平成 24 年 8 月に議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため、コンサルタントの活用。契約先は株式会社ぎょうせい。
・平成 24 年 11 月に正副議長の所信及び抱負を全員協議会で述べる。被推薦者が一人の場合でも本会議において投票による選挙を行う。
・平成 24 年 11 月の臨時会において議員定数を 22 名から 18 名とした。
・平成 25 年 3 月に審議会等への議員派遣を行わないこととした。（3 つの審議会と 7 つの委員会に派遣しない）
・平成 25 年 9 月定例会から予算決算委員会の審査の様子を玄関ロビーにおいて放映。
・平成 25 年 10 月に「議会改革白書 2013」を作成し、全議員及び執行部に配布。
・平成 26 年 6 月から政務活動費の会計帳簿をホームページで公表。

・平成 26 年 7 月に 20 歳以上の市民 1000 人を対象にアンケートを実施。
・平成 26 年 9 月定例会からスマートフォンやタブレット端末でも視聴可。会派室及び事務局に無線ＬＡＮの環境を整備。
・平成 26 年 10 月に先例、申し合わせ等の見直し、「議会改革白書 2014」とともに全議員に配布。
・平成 27 年 5 月に重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として全員協議会を活用するため、全員協議会規定を改正。
・平成 27 年 6 月に議会基本条例に関する例規等の見直しを開始。
・平成 27 年度分からホームページにて政務活動費の領収書を公表。議場のカメラシステムを更新、委員会室のカメラシステム及びマイクシステムを更新
・平成 27 年 10 月に議家を要しない計画等への議会の意見反映について、原則パブリックコメントを実施する計画について所管の委員会において骨子の段階と採取段階の 2 回説明し、委員会から意見を提出し執行部からの回答を受ける。
・情勢議員が勝也うできる環境を整備して議会を活性化するために、会議規則を改正、また、会議等への欠席に関する規定に議員が出産により出席できない場合を追加。
・平成 28 年 3 月公開するすべての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。
・平成 28 年 10 月ペーパーレス化することが可能な資料を抽出し、12 月定例会から実施。
・平成 28 年 11 月に反問権の詳細を決定。
・平成 29 年 6 月定例会ら「請願者による趣旨説明制度」の運用を開始。

２）今後の問題点

①議会基本条例の各条項について、どのように具体化を図り、定着させるか（検討課題カルテによる取り組み）
②市民参画と好調機能の充実に向け、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場の設置などの実施方法の検討。
③議会基本条例の定着に当たっては、各議員だけでなく、事務局職員についても自己研鑽に努めることが重要であり、今後どのように各自の意識高揚を図っていくか。

<u>三重県四日市市</u>

（１）四日市市議会　歓迎あいさつ《四日市市議会事務局　岡本局長》
（２）松下議会改革調査特別委員会委員長あいさつ
（３）三重県四日市市からの調査事項の説明概要
「議会改革の取組みについて」

１）　議会の活性化

①「議員政策研究会」

・平成 12 年度、「市政活性化推進等議員懇談会」を設置。執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場。

・平成 17 年度、「議員政策研究会」に改編し、全議員より、さまざまな課題に対して共通認識の醸成を図り、政策立案機能の向上に資する。
・平成 21 年度～22 年度に、２分科会を設置。
（議会基本条例分科会【定員 20 人】、市民協働促進条例分科会【定員 18 人】）
・平成 23 年度からは次のとおり分科会を設置。
（議会改革分科会【定員 31 人】総合交通政策分科会【定員 25 人】）
・平成 24 年度からは次のとおり分科会を設置。
（産業振興に関する分科会【定員 12 人】、四日市公害分科会【定員 12 人】、スポーツ政策分科会【定員 12 人】
・平成 25 年度からは次の分科会を設置。
（人権施策推進分科会【定員 16 人】
・平成 26 年度からは次の分科会を設置。
（既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会【定員 18 人】）
・平成 27 年度から次のとおり分科会を設置。
（学校規模等適正化の現状と取り組みについて【全体会】、市街化調整区域における土地活用の規制緩和分科会【定員 19 人】、新しい図書館を考える分科会【定員 22 人】、スポーツ振興条例分科会【定員 9 人】）
・平成 28 年度から次のとおり分科会を設置。
（公共交通のあり方を考える分科会【定員 15 人】、障害者差別解消調査研究分科会【定員 8 人】、防災対策分科会【定員 9 人】）

②正副議長選挙における立候補制の導入

・平成 12 年 5 月臨時会から導入。翌年には内規を作成、22 年からは選挙時の所信表明に対する質疑を行うことを可とした。「市議会役員選考委員会設置要綱」。ネットでも配信。

③議員提案による政策条例制定改正への取組み

・四日市市情報公開条例の全部改正　（改正あり）
（平成 12 年 9 月定例会可決、提案者　全議員）
・市長専決処分事項の指定についての一部改正
（平成 13 年 3 月定例会可決、提案者　議会運営委員）
・四日市市安全なまちづくり条例
（平成 13 年 12 月定例会可決、提案者　各派代表者）
・議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例
（平成 14 年 3 月定例会可決、提案者　各派代表者等）
・四日市市文化振興条例
（平成 14 年 6 月定例会可決、提案者　各派代表者等）
・四日市市市民自治基本条例（理念条例）

（平成 17 年 1 月臨時会可決、提案者　市政活性化推進等議員懇談会小委員会委員）
・四日市市議会基本条例
（平成 23 年 3 月定例会可決、提案者　議会基本条例調査特別委員会委員）
・四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例
（平成 24 年 2 月定例月議会可決 、提案者　各派代表者）
・四日市市観光大使設置条例
（平成 24 年 8 月定例月議会可決、提案者　各派代表者等）
・四日市市市民協働促進条例
（平成 26 年 11 月定例月議会可決、提案者 各派代表者）
・四日市市開発許可等に関する条例の一部改正
（平成 27 年 2 月定例月議会可決、提案者 議員政策研究会既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会の正副分科会長及び議員政策研究会幹事）
・四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正
（平成 28 年 2 月定例月議会可決、提案者 議員 3 名）
・四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正
（平成 28 年 8 月定例月議会可決、提案者 議員 3 名）
・四日市市みんなのスポーツ応援条例
（平成 28 年 11 月定例月議会可決、提案者 スポーツ振興条例調査特別委員会委員）

④「通年議会」
・平成 23 年度からスタート。会期を通年とすることで議長により速やかに本会議を開くことができる。
・休会中も議長の権限で会議を再開でき、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題にも対応、常任委員会、特別委員会の活動を活発化しより慎重な審査や調査が可能。
・5 月に開会議会。ほかに定例月議会を 6、9、11、2 月に開く。

⑤「文書質問」
・議会期間中を除き、文書により執行部に質問を行うことができる。
・内容は一般質問に準じる。議長を経由して執行部に送付し、執行部から回答。
・質問書と答弁書は議会事務局で保存、全議員に配布、ＨＰで公開。

２）議会の透明化
①市議会モニターの設置
・平成 16 年に議長の発案を受け、各会派で議論を重ねて、本制度が設置された。
・本会議や常任委員会等を傍聴してもらい、意見を文書で出してもらう。
・議会だよりや議会ホームページにも意見を掲載する。
・モニターからの提言に対しても対応する。結果を公表する。
・特に報酬はないが、現在は年度末に記念品を贈呈。
・任期 1 年とし、再任は可能。再任は 1 年限りとしている。「市議会モニター設置要綱」

②シティ・ミーティング

・平成 18 年 11 月に 3 回開催される。議会が地域に出かけ、議会活動について説明・報告。市民の要望を把握する意見交換会である。
・平成 20 年、四日市大学で開催。
・平成 21 年、高等学校生徒、商工会議所会員、青年会議所会員を対象に開催。
・平成 22 年、3 会場で①共通テーマ②個別テーマを設けて開催。
・平成 22 年には、より多くの方に参加してもらえるよう、手話通訳者を配置。

③議会報告会の開催

・平成 23 年 9 月定例会から開始される。第 1 部を議会報告会、第２部をシティ・ミーティングとして２部構成で実施。
・定例月ごとに議会が直接地域へ出かけ、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を市民に報告する場として開始。
・平成 24 年 6 月定例会までは会場を固定していたが、市内 24 地区を回れるよう会場を変えて開催。

④議長の定例記者会見

・平成 24 年 11 月定例月議会終了後から実施。
・各定例月議会の内容について、議長による記者会見を行う。

⑤議会の見える化検討会の設置

・本会議における議論や議会意思決の決定に係る状況を議会自ら積極的に情報提供することで市民に開かれた議会とするため、議長の諮問機関として「議会の見える化検討会」を設置。
・本会議場における大型スクリーン、採決表示システムの導入及びペーパーレス化を目指したタブレット端末の導入を検討。

⑥タブレット端末の導入

・平成 27 年 10 月に議会のペーパーレス化を進めるため、タブレット端末を導入。

⑦フェイスブックの開始

・平成 28 年 4 月から、市議会の取り組み等の情報を積極的に発信することを通じ、市議会について理解を深めてもらい、より開かれた議会を推進。

３）議会事務局の体制整備

・平成 13 年度　　議員提案案件の増に伴い、事務局体制を整備。
　　調査係を調査法制係へと組織変更（法制担当者１名配置）

・平成 17 年度　　調査法制係を、調査・情報収集・政策法務等を担当する「調査法制係」、議会報等市議会の広報広聴活動を担当する「広報広聴係」に再編。

・平成 25 年度　　議会基本条例が施行されてから約２年が経過し、事務量の増大に対応するため、調査法制係を１名増員。

・事務局長１人、次長兼議事課長１人、副参事兼課長補佐１人、総務係（職員３人、臨時１人）、議事係（職員３人）、調査法制係（職員４人）、広報広聴係（職員３人、臨時１人）　　一般職員　１６人、臨時職員２人、計　１８人

８　視察結果について

今回の行政視察の結果、亀山市、四日市市が取組み、実行している事項をまとめると下記のとおりであり、今後、当委員会での調査事項を検討する中で、各市の取組み事項を分析し参考にしながら、本市議会改革調査特別委員会の調査研究をより一層推進していくものとする。

（１）亀山市

《議会改革の取組みについて》

［主な意見(要旨)］

・今後、女性議員に対しても活躍できる議会を目指し、出産による会議を欠席する場合の会議規則等を改正されている。

・議会として市民に対し、「市議会に関する市民意識調査」や議会報告会を実施することでより開かれた議会を目指すことができる。

・インターネットだけでなくケーブルテレビを活用することにより、広い範囲の方に議会のＰＲや報告等が図られている。

《所感》

・議会基本条例に基づいた検討課題カルテによる取り組みにより、より良いものに近づけている。議員の意識改革にもつながっている。

・議会報告会等の市民参画にいろいろと苦慮しているところがあり、どこの市でも一緒の課題である。

・議会基本条例に伴う検討課題カルテにより、現状分析、課題及び対応が図られている。

・政策提案を行う上で、委員会での自由討議の充実や市議会内での組織づくりが大切であり、いかに市政に反映させることができるかを議会運営委員会等で検討する必要がある。

（２）四日市市

《議会改革の取組みについて》

［主な意見(要旨)］

・議員は、議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問することができる。質問内容を一般質問相当として取扱い、議長を経由し、速やかに回答された結果を全議員に配布、ホームページで公開される。

・市民アンケート、意見交換会及び議会報告会を開催し、また市民モニター制度では大学と提携しお年寄りから若い人までの幅広い年齢層の方との情報共有が進められ、定例会等の報告にも活用されている。

《所感》

・各個人が独自で質問している内容を共有することにより、議員の関心事項なりを把握でき、協力し合えることにもなる。

・通年議会、文書質問、シティ・ミーティング、議会の定例記者発表など、いろいろな取り組みをしており、議員の意識及び議会事務局の整備体制が充実されている。

・ケーブルテレビによる市議会の番組を構成しており、議長の定例記者発表が定例会ごとに放送され、市議会のＰＲ、報告等にも活用され、非常に有効な情報公開の場となっている。

・議員提出議案の増に伴い、議会事務局の体制整備を進め、法制担当者を配備するとともに調査法制係と広報広聴係に再編しており、本市においても、これからの事務量の増大に対応するために、議会事務局の体制を見直す必要がある。